

学校法人阪南大学寄附行為

(昭和 26 年 3 月 13 日制定)

改正昭和 40 年 1 月 25 日 昭和 47 年 1 月 29 日 昭和 48 年 2 月 7 日
昭和 51 年 8 月 20 日 昭和 56 年 7 月 17 日 昭和 60 年 4 月 12 日
昭和 60 年 8 月 29 日 昭和 60 年 12 月 25 日 昭和 61 年 3 月 12 日
昭和 61 年 11 月 15 日 平成 6 年 4 月 1 日 平成 7 年 12 月 22 日
平成 8 年 12 月 19 日 平成 11 年 12 月 22 日 平成 13 年 12 月 27 日
平成 15 年 5 月 27 日 平成 15 年 8 月 14 日 平成 16 年 3 月 25 日
平成 17 年 6 月 6 日 平成 22 年 2 月 25 日 平成 27 年 2 月 23 日
平成 28 年 5 月 26 日 平成 29 年 7 月 7 日 令和 2 年 3 月 24 日
令和 4 年 10 月 6 日 令和 6 年 2 月 21 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は学校法人阪南大学と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は事務所を大阪府松原市天美東 5 丁目 4 番 33 号に置く。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目的)

第 3 条 この法人は教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に基づき学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校等)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

(1) 阪南大学大学院 企業情報研究科

(2) 阪南大学

流通学部 流通学科

経済学部 経済学科

経営情報学部 経営情報学科

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科

国際観光学部 国際観光学科

経営学部 経営学科

総合情報学部 総合情報学科

国際学部 国際コミュニケーション学科

国際学部 国際観光学科

(3) 阪南大学高等学校(全日制課程)

普通教育を主とする学科 普通科

(責務)

第5条 この法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、前条に掲げる学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努める。

(特別の利益供与の禁止)

第6条 この法人は、その事業を行うに当り、その理事、監事、評議員、職員その他政令で定めるこの法人の関係者に対し、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等特別の利益を与えてはならない。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第7条 この法人には次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上14名以内
 - (2) 監事 2名
- (理事の選任)

第8条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 阪南大学長及び阪南大学高等学校長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任される者5名以上7名以内
 - (3) 学識経験者のうち理事会において選任される者5名
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は学長、校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- (理事長)

第9条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事長の職務及び代理並びに代行)

第10条 理事長はこの法人を代表し業務を総理する。

- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。
- (理事の代表権の制限)

第11条 理事長たる理事以外の理事は全てこの学校法人の業務についてこの法人を代表しない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第12条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が、自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が、自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
 - (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 この法人において、前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第13条 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の選任及び職務)

第14条 監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者で、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の財産の状況若しくは業務又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の財産若しくは業務又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(都道府県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要あるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の財産の状況若しくは業務又は理事の業務執行について理事会に出席して意見を述べること。
- 3 前項第 6 号の請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 4 監事は、この法人の理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第 15 条 役員(第 8 条第 1 号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は 4 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再選されることができる。
- 3 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(役員解任及び退任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員損害賠償責任)

第 17 条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(役員第三者に対する損害賠償責任)

第 18 条 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員連帯責任)

第 19 条 役員がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員)の損害賠償責任の免除)

第 20 条 第 17 条及び第 19 条に規定する役員の本法人に対し賠償する責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として、その議事に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の議決によって免除することができる。

(理事会)

第 21 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は随時理事長が招集する。ただし、理事長は理事総数の 2 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から 2 週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

5 前項の通知は会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

6 理事会の議長は理事長とする。

7 第 14 条第 3 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

8 理事会は、この寄附行為に特別の定めがある場合のほか、理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、第 11 項の規定による、除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 22 条 議長は理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席した理事及び監事全員が署名(電磁的記録により作成される議事録の場合は電子署名)若しくは記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 第 12 条第 1 項に基づく競業及び利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 23 条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

(1) この法人の職員のうちから選任される者 4 名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから選任される者 2 名

(3) 理事のうちから選任される者 7 名

(4) 学識経験者のうちから選任される者 12 名以上 16 名以内

3 前項第 1 号及び第 3 号に規定する評議員は、この法人の職員又は理事の職を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は評議員の互選による。

(会議)

第 25 条 評議員会は理事長が招集する。

- 2 評議員会は定例及び臨時会とする。
- 3 定例会は毎年 2 月及び 5 月に招集する。
- 4 臨時会は必要の都度これを招集する。ただし、理事長は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から 2 週間以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。ただし、第 11 項の規定による、除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 前項の場合議長は評議員として議決に加わることはできない。
- 11 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 26 条 議長は評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 名以上並びに出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録の場合は電子署名)し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第 27 条 次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 事業に関する中期的な計画
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散
- (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (9) その他この法人に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員の選任)

第 28 条 第 23 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する評議員は理事会において選任する。

- 2 第 23 条第 2 項第 3 号に規定する評議員は理事会の互選で決める。

(任期)

第 29 条 評議員の任期は 4 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員はその任期満了の後でも後任者の選任されるまでなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 30 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 31 条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産はこれを分って基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産はこの法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産とする。
- 3 運用財産はこの法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産とする。
- 4 寄附金品については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第 33 条 基本財産中の不動産及び重要なものはこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときはその一部に限りこれを処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第 34 条 運用財産のうち現金は确实な有価証券を購入するか确实な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは銀行預金するか又は理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 35 条 この法人の事業遂行に要する経費は運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、入学検定料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 36 条 この法人の会計は学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)とする。

2 この法人の会計は学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 37 条 この法人の予算及び事業計画は毎会計年度開始前理事長が作成し理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は理事長が作成し理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

3 第 1 項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画は、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、第 14 条第 2 項第 4 号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 39 条 この法人は、次の各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は届出をしたときの寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したときの監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したときの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたときの当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第 40 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

(決算)

第 41 条 この法人の決算は毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、監事の監査を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(会計年度)

第 42 条 この法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 43 条 予算をもって定めるものを除くほか新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

2 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 44 条 この法人は次に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能になった場合で理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号の事由による解散にあたっては文部科学大臣の認可を、第 2 号の事由による解散にあたっては文部科学大臣の認定をうけなければならない。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可をうけなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 46 条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は解散のときにおける理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第47条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に関わらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類帳簿の備付)

第48条 この法人は、第14条第2項第4号及び第38条第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備え置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は阪南大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為施行についての細目は理事会において定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和26年3月13日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長) 小林菊治郎

理事 奥田政三

理事 小路竹一

理事 高井豊次郎

理事 島野庄三郎

監事 岡田辰治郎

監事 小倉武雄

附 則(昭和40年1月25日)

この寄附行為は、昭和40年1月25日から施行する。

附 則(昭和47年1月29日)

この寄附行為は、昭和47年1月29日から施行する。

附 則(昭和48年2月7日)

この寄附行為は、昭和48年2月7日から施行する。

附 則(昭和51年8月20日)

この寄附行為は、昭和 51 年 8 月 20 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 7 月 17 日)

この寄附行為は、昭和 56 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 4 月 12 日)

この寄附行為は、昭和 60 年 4 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 8 月 29 日)

この寄附行為は、昭和 60 年 8 月 29 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 12 月 25 日)

この寄附行為は、昭和 60 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 12 日)

この寄附行為は、昭和 61 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 11 月 15 日)

この寄附行為は、昭和 61 年 11 月 15 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日)

平成 5 年 12 月 21 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 22 日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成 7 年 12 月 22 日)から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 19 日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成 8 年 12 月 19 日)から施行する。なお、第 23 条に規定する評議員の任期変更は、認可日以降に選任される評議員の任期から適用する。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成 11 年 12 月 22 日)から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 27 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 13 年 12 月 27 日)から施行する。

附 則(平成 15 年 5 月 27 日)

1 平成 15 年 5 月 27 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 阪南大学国際コミュニケーション学部文化コミュニケーション学科は、前項の規定に関わらず、平成 16 年 3 月 31 日に在籍する学生が卒業するまでの間存続するものとする。

附 則(平成 15 年 8 月 14 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 15 年 8 月 14 日)から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 25 日)

平成 16 年 3 月 25 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 6 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 17 年 6 月 6 日)から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 25 日)

平成 22 年 2 月 25 日理事会議決のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 23 日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 27 年 2 月 23 日)から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 26 日)

この寄附行為は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 7 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 29 年 7 月 7 日)から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日)

令和 2 年 3 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 10 月 6 日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和 4 年 10 月 6 日)から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 21 日)

この寄附行為は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。